

令和8年度市民総合賠償補償保険(カバー保険)の概要

多摩市では、全国市長会の「市民総合賠償補償保険」に加入しておりますが、その保険で適用されない部分をカバーする保険として、以下のとおりの保険加入を予定しています。

<保険の内容>

1 補償保険

(1) 児童館利用の児童

(2) 子ども家庭支援センター事業・子ども家庭支援センター相談事業に参加する者 (ただし、付き添い・保護者等を除く。)

(3) 往復途上の学童クラブ児(学校休業時)・往復途上の放課後子ども教室参加児 (学校休業時)・学童クラブ待機児童見守り事業参加児

※上記(1)～(3)の該当者がケガ等をした場合の補償保険

(4) 行政協力員

※行政協力員(指導員、講師、委員、推進員、委託看護士等)が業務活動中にケガ等をした場合の補償保険(※往復途上担保 ※宿泊活動担保)

2 賠償責任保険

(1) 行政協力員・依頼ボランティア賠償責任保険

※業務活動中のミスが原因で、人身あるいは財物事故が発生し、行政協力員や依頼ボランティア個人が法律上の賠償責任を負ったときの保険

令和8年度 市民総合賠償補償保険(カバー保険)の契約について

* * 契約までの流れ * *

申込み受付 令和8年1月5日(月)～1月30日(金)

- この期間中に申請書類を提出してください。
(提出場所) 多摩市役所3階 総務部総務契約課 総務・検査担当1



資格審査 令和8年2月上旬

- 資格審査をして、見積依頼業者を決定します。
(状況によっては、依頼業者決定にあたり、追加の参考資料の提出及び聞き取り調査をお願いする場合があります。)



見積依頼 令和8年2月中旬

- 見積りを依頼します。(仕様書等の配付)



見積書提出 令和8年2月下旬

- 見積書を提出していただきます。(締切日は見積り依頼時に通知します。)



契約業者決定 令和8年3月上旬

- 見積り合わせの結果、市の予定価格の制限の範囲内において、最低の価格であるものを契約決定業者とします。また、同価格者が二者以上ある場合は抽選で決定します。



契約にあたっての打ち合わせ 令和8年3月上旬～中旬

- 契約決定業者と、契約内容についての詳細な部分について協議します。



契約開始 令和8年4月1日～